

令和 6 年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員

尾監査第39号

令和7年8月8日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信

同 高 橋 和 司

同 岡 田 広 美

令和6年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 健全化判断比率の状況	2
2 資金不足比率の状況	10
3 むすび	12

(注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指數間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号等の用法は次のとおりである。

「△」は負数又は減数、「-」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和6年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月15日から同年8月6日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査とともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位: %)

区分	6年度	5年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.54	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.54	30.00
実質公債費比率	8.3	7.8	0.5	25.0	35.0
将来負担比率	10.3	5.5	4.8	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は、2億736万7千円の黒字であり、実質赤字額がないため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入れを行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会計名	6年度	5年度	増減額	増減率
一般会計	252,274	288,123	△ 35,849	△ 12.44
港湾事業特別会計	19,201	21,088	△ 1,887	△ 8.95
夜間救急診療所事業特別会計	△ 64,108	△ 62,791	△ 1,317	2.10
合計	207,367	246,420	△ 39,053	△ 15.85
標準財政規模	37,125,806	36,742,876	382,930	1.04
参考比率	△ 0.55	△ 0.67	0.12	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△0.55%であり、前年度の△0.67%に比べ0.12ポイント下回っている。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
標準税収入額等	21,395,373	21,011,074	384,299	1.83
普通交付税額	15,605,788	15,446,412	159,376	1.03
臨時財政対策債発行可能額	124,645	285,390	△ 160,745	△ 56.32
合計	37,125,806	36,742,876	382,930	1.04

標準財政規模は371億2,580万6千円で、前年度に比べ3億8,293万円(1.04%)増加している。これは、臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、標準税収入額等及び普通交付税額が増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は、90 億 64 万 6 千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	6年度	5年度	増減額	増減率
一 般 会 計	194,869	233,014	△ 38,145	△ 16.37
港 湾 事 業 特 別 会 計	12,498	13,406	△ 908	△ 6.77
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	38,283	71,247	△ 32,964	△ 46.27
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	49,710	211,416	△ 161,706	△ 76.49
後期高齢者医療事業特別会計	65,077	56,507	8,570	15.17
水 道 事 業 会 計	2,675,242	2,674,512	730	0.03
下 水 道 事 業 会 計	372,586	342,510	30,076	8.78
病 院 事 業 会 計	5,592,381	5,704,880	△ 112,499	△ 1.97
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	9,000,646	9,307,492	△ 306,846	△ 3.30
標 準 財 政 規 模	37,125,806	36,742,876	382,930	1.04
参 考 比 率	△ 24.24	△ 25.33	1.09	/

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は、△24.24%であり、前年度の△25.33%に比べ 1.09 ポイント下回っている。

連結実質収支額等の合計は 90 億 64 万 6 千円で、前年度に比べ 3 億 684 万 6 千円（3.30%）の減少となっている。これは、後期高齢者医療事業特別会計の黒字額、水道事業会計及び下水道事業会計の資金剰余額がそれぞれ増加したものの、一般会計及びその他の各特別会計の黒字額、病院事業会計の資金剰余額がそれぞれ減少したためである。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和4年度から令和6年度の3か年平均が当年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は8.4%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化している。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は8.3%で、前年度に比べ0.5ポイント悪化したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回る数値となっている。

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	8,230,118	8,361,185	△ 131,067	△ 1.57
B 準 元 利 償 還 金	1,080,659	1,035,651	45,008	4.35
C 特 定 財 源	901,045	857,336	43,709	5.10
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	5,787,742	5,983,051	△ 195,309	△ 3.26
E 標 準 財 政 規 模	37,125,806	36,742,876	382,930	1.04
実質公債費比率(3か年平均)	8.3	7.8	0.5	
実質公債費比率(単年度) $\{(A+B)-(C+D)\}/(E-D)$	8.4	8.3	0.1	

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等)	8,230,118	8,361,185	△ 131,067	△ 1.57
水道事業会計	71,083	70,738	345	0.49
下水道事業会計	660,343	628,525	31,818	5.06
病院事業会計	347,018	333,316	13,702	4.11
千光寺山索道事業特別会計	403	0	403	皆増
渡船事業特別会計	1,812	3,072	△ 1,260	△ 41.02
一部事務組合	0	0	0	-
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	-

一時借入金利子	0	0	0	-
合計	9,310,777	9,396,836	△ 86,059	△ 0.92

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ 8,605 万 9 千円 (0.92%) の減少となっている。これは、水道事業会計及び下水道事業会計、病院事業会計、千光寺山索道事業特別会計において準元利償還金がそれぞれ増加したものの、一般会計の元利償還金、渡船事業特別会計の準元利償還金がそれぞれ減少したためである。

(イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	1,318	4,251	△ 2,933	△ 69.00
公営住宅使用料	127,570	126,418	1,152	0.91
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	682,644	725,095	△ 42,451	△ 5.85
その他の	89,513	1,572	87,941	5594.21
合計	901,045	857,336	43,709	5.10

特定財源は、前年度に比べ 4,370 万 9 千円 (5.10%) の増加となっている。これは、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金がそれぞれ減少したものの、その他及び公営住宅使用料がそれぞれ増加したためである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	346,549	373,271	△ 26,722	△ 7.16
災害復旧費等に係る基準財政需要額	5,274,560	5,452,918	△ 178,358	△ 3.27
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	166,633	156,862	9,771	6.23
合 計	5,787,742	5,983,051	△ 195,309	△ 3.26

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ1億9,530万9千円(3.26%)の減少となっている。これは、密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金が増加したものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び災害復旧費等に係る基準財政需要額がそれぞれ減少したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は 10.3%で、前年度に比べ 4.8 ポイント悪化したものの、早期健全化基準（350.0%）を下回る数値となっている。これは、標準税収入額等や普通交付税額の増により、標準財政規模が増加したことに加え、地方債の償還が進んだことに伴う地方債現在高の減等により、将来負担額が減少したものの、地域福祉基金や財政調整基金等の充当可能基金が減少するなど、控除対象である充当可能財源等が大きく減少したことによるものである。

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
A 将 来 負 担 額	79,853,818	84,134,569	△ 4,280,751	△ 5.09
B 充 当 可 能 財 源 等 (基 金 ・ 特 定 歳 入 等)	76,624,114	82,437,046	△ 5,812,932	△ 7.05
計 (A - B)	3,229,704	1,697,523	1,532,181	90.26
C 標 準 財 政 規 模	37,125,806	36,742,876	382,930	1.04
D 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	5,787,742	5,983,051	△ 195,309	△ 3.26
計 (C - D)	31,338,064	30,759,825	578,239	1.88
将 来 負 担 比 率 (A - B) / (C - D)	10.3	5.5	4.8	/

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
地 方 債 の 現 在 高	59,645,735	63,873,838	△ 4,228,103	△ 6.62
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	11,225,610	11,118,359	107,251	0.96

組合負担等見込額	0	0	0	-
退職手当負担見込額	8,982,473	9,142,372	△ 159,899	△ 1.75
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
合計	79,853,818	84,134,569	△ 4,280,751	△ 5.09

将来負担額は 798 億 5,381 万 8 千円で、前年度に比べ 42 億 8,075 万 1 千円(5.09%) の減少となっている。これは、公営企業債等繰入見込額がわずかに増加したものの、地方債の現在高及び退職手当負担見込額が減少したためである。

(イ) 充當可能な財源

(単位:千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
充當可能基金	14,472,251	16,731,366	△ 2,259,115	△ 13.50
充當可能特定歳入	10,153,094	10,771,595	△ 618,501	△ 5.74
(うち都市計画税)	9,627,386	10,147,268	△ 519,882	△ 5.12
基準財政需要額算入見込額	51,998,769	54,934,085	△ 2,935,316	△ 5.34
合計	76,624,114	82,437,046	△ 5,812,932	△ 7.05

充當可能な財源は 766 億 2,411 万 4 千円で、前年度に比べ 58 億 1,293 万 2 千円(7.05%) 減少している。これは、充當可能基金、充當可能特定歳入、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額がすべて減少したためである。

2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会計名	6年度 資金不足比率	5年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率については、算定した結果により資金不足額がないため「—」で表示している。

公営企業会計に属する5会計の内、資金剰余額を生じた会計は、病院事業会計55億9,238万1千円、水道事業会計26億7,524万2千円、下水道事業会計3億7,258万6千円である。その他の千光寺山索道事業特別会計及び渡船事業特別会計は、一般会計からの繰入金により、収支均衡が図られているため、資金剰余及び資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剩余额及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名			6年度	5年度	増減額	増減率
法適用	水道事業会計	資金剩余额	2,675,242	2,674,512	730	0.03
		事業の規模	3,173,070	3,170,089	2,981	0.09
	下水道事業会計	資金剩余额	372,586	342,510	30,076	8.78
		事業の規模	761,385	745,177	16,208	2.18
	病院事業会計	資金剩余额	5,592,381	5,704,880	△ 112,499	△ 1.97
		事業の規模	11,294,678	11,101,551	193,127	1.74
法非適用	千光寺山索道事業特別会計	資金剩余额	0	0	0	-
		事業の規模	213,153	208,570	4,583	2.20
	渡船事業特別会計	資金剩余额	0	0	0	-
		事業の規模	2,295	2,648	△ 353	△ 13.33

※法適用企業である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の資金剩余额は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。

3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を 3 年平均で示す実質公債費比率は 8.3% で、前年度に比べ 0.5 ポイント悪化している。なお、単年度ベースでは 8.4% で、前年度に比べ 0.1 ポイント悪化している。実質公債費比率は、近年上昇傾向にあるが、公債費は前年度をピークとして、今後減少していく見通しであることから、指標の改善が見込まれる。

次に、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は 10.3% で、前年度に比べ 4.8 ポイント悪化している。これは、標準財政規模が増加したことに加え、地方債現在高等の将来負担額が減少したものの、充当可能基金の減に伴い、控除対象である充当可能財源等が大きく減少したことによるものである。比率は悪化したものの、早期健全化基準（350.0%）は大きく下回っており、継続的に、地方債残高の着実な減少に取り組まれていることは、率直に評価したい。今後も引き続き、必要な事業への投資と将来負担、また自然災害の発生等の不確定要素を考慮の上、財政の健全化に努められたい。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

また、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、特に、病院事業会計については、多額の基準外繰入れが行われている。さらに、法非適用事業の一部については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補填が行われている状況がある。財政負担の増加が懸念されるが、各会計においては、長期的視点に立ち、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、
国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財
政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努めら
れたい。